

令和 2 年度
第4回西条市地域公共交通活性化協議会
(書面決議)

資料

【報告事項関係】

令和 2 年度西条市地域公共交通活性化協議会委員名簿 ······ 1

【協議事項関係】

令和 2 年度地域公共交通確保維持改善事業 事業評価（案） ······ 2

※ 参考資料

- 事業評価制度とは ······ ······ ······ ······ ······ 8
- 令和 2 年度西条市生活交通確保維持改善計画
(地域内フィーダー系統確保維持計画) ······ ······ 9

令和2年度 西条市地域公共交通活性化協議会委員名簿

令和3年1月11日 現在

法第6条第2項に規定される構成員	役 員	委 員			備考
		機 関 ・ 団 体	役職名	氏 名	
第1号	会 長	西条市	副市長	越智 三義	変更
		西条市	市民生活部長	曾我部 道昌	
第2号		瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝	
		せとうち周桑バス株式会社	取締役営業部長	秋山 健吾	
		一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	稻荷 和重	
		愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長	渡部 光男	
		四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志	
		国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	岩佐 隆	
第3号		西条警察署	交通課長	岡村 竜太	
		西条西警察署	交通課長	神野 圭一	
	副会長	西条市連合自治会	会長	高橋 典正	
		西条市老人クラブ連合会	会長	江原 哲治	
		西条市連合婦人会	会長	徳永 米子	
		西条市社会福祉協議会	会長	丹 勝敬	
	監 事	西条商工会議所	会頭	星加 隆夫	
	監 事	周桑商工会	会長	渡部 英志	
		西条市医師会	事務長	稻井 義隆	
		瀬戸内運輸労働組合	書記長	秋川 剛	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	西山 保幸	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	菊池 勝二	
		西条市観光物産協会	副会長	伊藤 和豊	
アドバイザー	愛媛大学大学院理工学研究科		准教授	倉内 慎也	
	香川高等専門学校建設環境工学科		教授	宮崎 耕輔	
	松山大学法学部法学科		准教授	甲斐 朋香	
オブザーバー	愛媛県東予地方局総務企画部		地域政策課長	廣井 久典	
	愛媛県東予地方局建設部		建設企画課長	森 敦郎	

地域公共交通確保改善事業・事業評価(生活交通確保改善計画に基づく事業)(案)

令和 年 月 日

協議会名：西条市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名：地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
せとうち周桑バス株式会社	保井野線 高梁(営)～湯谷口～保井野	地域住民のニーズを把握しながらより効率的な運行のために必要な改善・利用促進を行うとともに、通勤・通学といった日常的な利用者層の増加に努める。	A 計画通り事業は適切に実施された。	A コロナ禍の影響から利用者数の減少が見られましたが、利用者の定着により、3人/便の目標に対して3.3人/便であった。	地域住民の意向やバス利用者のニーズを把握しながら、必要なバス路線の構築に努め、効率的な運行を検討するとともに、路線バスを身近な移動手段として認識してもらうための取り組みを実施し、利用者の定着と増加を図る。
瀬戸内運輸株式会社	西之川線 西条駅前～西条済生会病院前～西之川	加茂線 ①西条駅前～西条済生会病院前～中之池 ②西条駅前～西条済生会病院前～川栄須 ③西条駅前～河ヶ平下～中之池 ④中之池～西条駅前～西条済生会病院前	A 計画通り事業は適切に実施された。	A コロナ禍の影響から利用者数の減少が見られましたが、利用者の定着により、3人/便の目標に対して4.2人/便であった。	当路線は、事業見直しに伴い、令和2年10月1日より廃止となつた。(沿線山間地域ではデマンド型乗合タクシーを運行し、移動手段の確保を図っている。)
瀬戸内運輸株式会社			A 計画通り事業は適切に実施された。		

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について(案)

令和 年 月 日

協議会名:	西条市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名:	地域内ファイダー系統確保維持費国庫補助金
<p>西条市は、愛媛県東予東部に位置し、面積は510.04km²で県下第3位、人口は108,174人（平成27年国勢調査）で、南は西日本最高峰の石鎚山、北は瀬戸内海に囲まれており、豊かな水資源等を活用した農業・水産業・工業の盛んな町である。</p> <p>市内の身近な公共交通として、路線バス・鉄道・タクシーが市民や来訪者の移動手段として大きな役割を果たしている。しかし、公共交通利用者が年々減少する中、今後の人口減少や高齢化の一層の進展を見据えた交通体系の構築が必要不可欠であり、交通空白地への対応や山間部に居住する高齢者等の移動手段の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>その中で、通院や買い物、通勤・通学といった利用目的に見合う交通体系の構築や広域幹線との接続による利便性の向上、まちづくりの一體性による地域の活性化を図るためにも身近な路線バス等、移動手段の確保が必要である。</p> <p>地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)</p>	

西条市地域公共交通活性化協議会(案)

地域内ファイダ一系統
事業評価(令和2年度)

西条市基礎データ

合併状況:平成16年11月に2市2町が合併
人口:10万8千人(令和2年12月末現在)
面積:510.04平方キロメートル

西条市における主な公共交通概要

(幹線)

○鉄道
・四国旅客鉄道(株) 予讃線(市内7駅)

○バス

- ・今治市を起点に西条市を経由し、新居浜市までを運行する
民間事業路線
- ・JR松山駅を起点に東温市と西条市を経由してJR新居浜駅
までを運行する特急線

(ファイダ一)

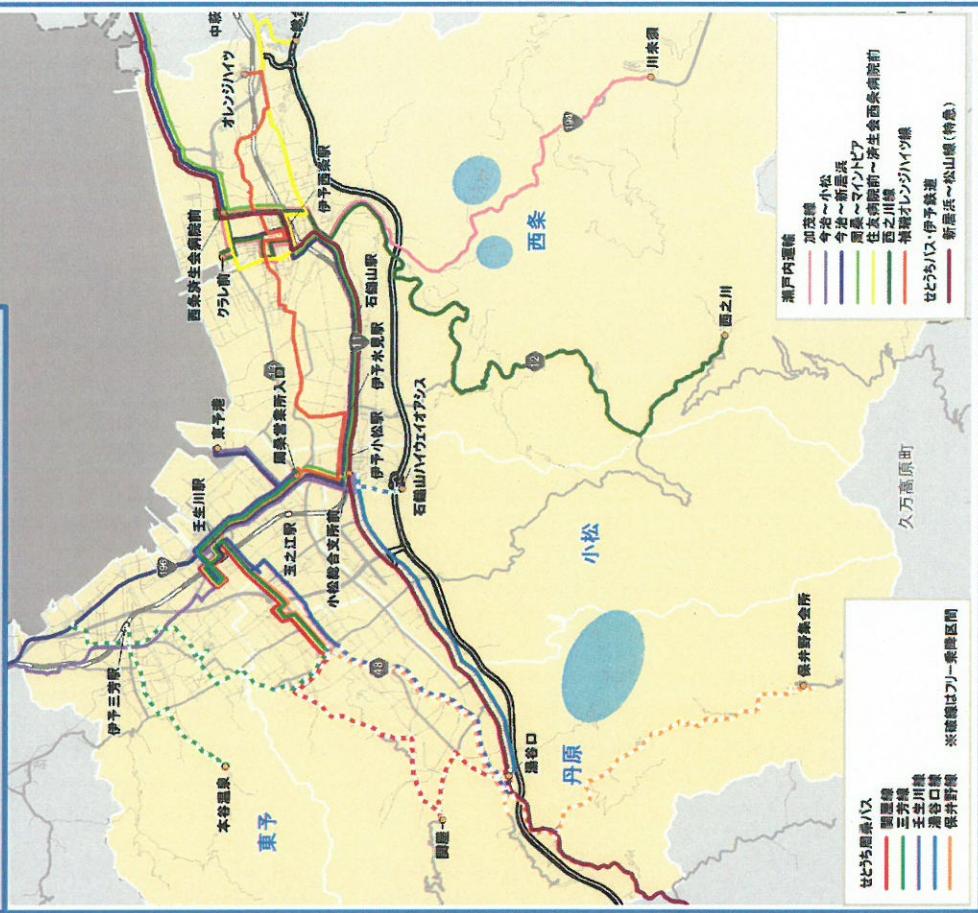
○バス

- ・JR王生川駅で幹線につながる民間事業路線
- ・JR伊予西条駅で幹線につながる民間事業路線
- デマンド型乗合タクシー
- ・加茂地区と西条市街地を結ぶ運行
- ・丹原地域内を運行

地域の交通の目指す姿(事業実施の目的・必要性)

別添1-2参照

西条市の公共交通ネットワーク図



西条市地域公共交通活性化協議会(案)

地域内ファーダー系統
事業評価(令和2年度)

員成構議会の協

西条市 濱戸内運輸(株) せとうち周桑バス(株) 愛媛県バス協会
愛媛県ハイヤー・タクシー協会 四国旅客鉄道(株) 四国地方整備局 西条・西条西警察署 西条市連合自治会 西条市老健人クラブ連合会 西条市連合婦人会 西条市社会福祉協議会 西条市商工会議所 周桑商工会 西条市物産協会 西条市醫師会 濱戸内運輸労働組合 四国運輸局

前年度の事業評価における課題

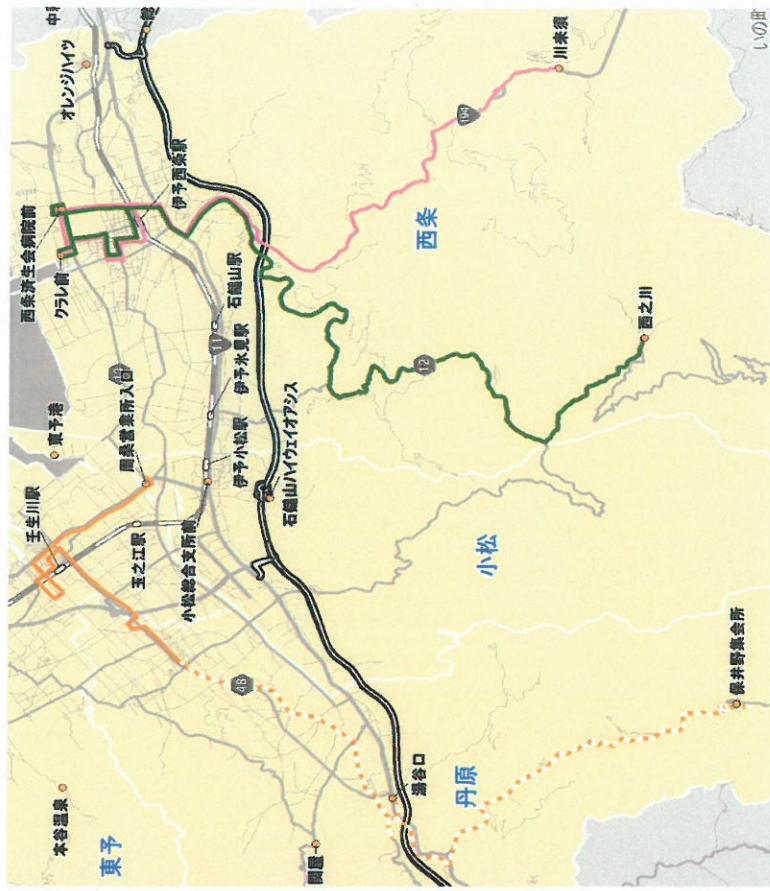
地域住民の意向やバス利用者のニーズを把握しながら、必要なバス路線の構築に努め、効率的な運行を検討するとともに、路線バスを身近な移動手段として認識してもらうための取り組みを実施し、利用者の定着と増加を図る必要がある。

定量的存目標・效果

(目標)

- ・移動目的に見合う環境が整うため、利便バス利用者増加を図る。
- ※1便当たり利用者数を3人以上とする。

フィーダー系統図



せとうち同業バス
保井野線
瀬戸内運輸

※被線はフリー乗降区間
加茂線
西之川線

西条市地域公共交通活性化協議会(案)

地域内ファイダ一系統
事業評価(令和2年度)

「定量的な目標・効果」達成のための具体的な取組

・平成29年度からは、利便性の向上を図るために、新たな利用者の開拓と、日常生活に必要な病院や商業施設が立地する主要道路を通るルートへ見直すとともに、ダイヤ改正により利便性の向上を図っている。

・わかりやすく記載したチラシを新ダイヤで作成し、配布した。

・移動実態の把握により、平成27年10月から路線の一部延伸・ルートの見直し等に取り組んできた。

自己評価

事業実施の適切性

・保井野線

交通空白地への一部路線延伸による、新たな利用者の開拓と、日常生活に必要な病院や商業施設が立地する主要道路を通るルートへ見直すとともに、ダイヤ改正により利便性の向上を図っている。

・加茂線、西之川線

山間部からの2路線を市街地における循環的な役割を担う路線へと見直し、駅や病院、駅や病院、商業施設を経由することで山間部住民の移動をはじめ市街地での利便性の向上を図っている。また、沿線自治会からの要望に基づく一部ダイヤ改正をおこない、利用者のニーズにこたえている。

「定量的な目標・効果」の達成状況

・市街地等で外出目的に見合う路線へ見直しを行い、利便性の向上につなげるダイヤ改正を行った効果から利用者の定着に繋がったこと等により、コロナ禍にあっても多数の路線では目標(1便あたりの利用者数3人以上)を達成することができます。

・一方で、コロナ禍において利用者数が大幅に減少した系統については、目標を達成することができなかつた。

○保井野線：3.3人／便

○西之川線：4.2人／便

○加茂線：2.0人／便、5.2人／便、0.6人／便、1.0人／便

西条市地域公共交通活性化協議会(案)

地域内ファイダ一系統
事業評価(令和2年度)

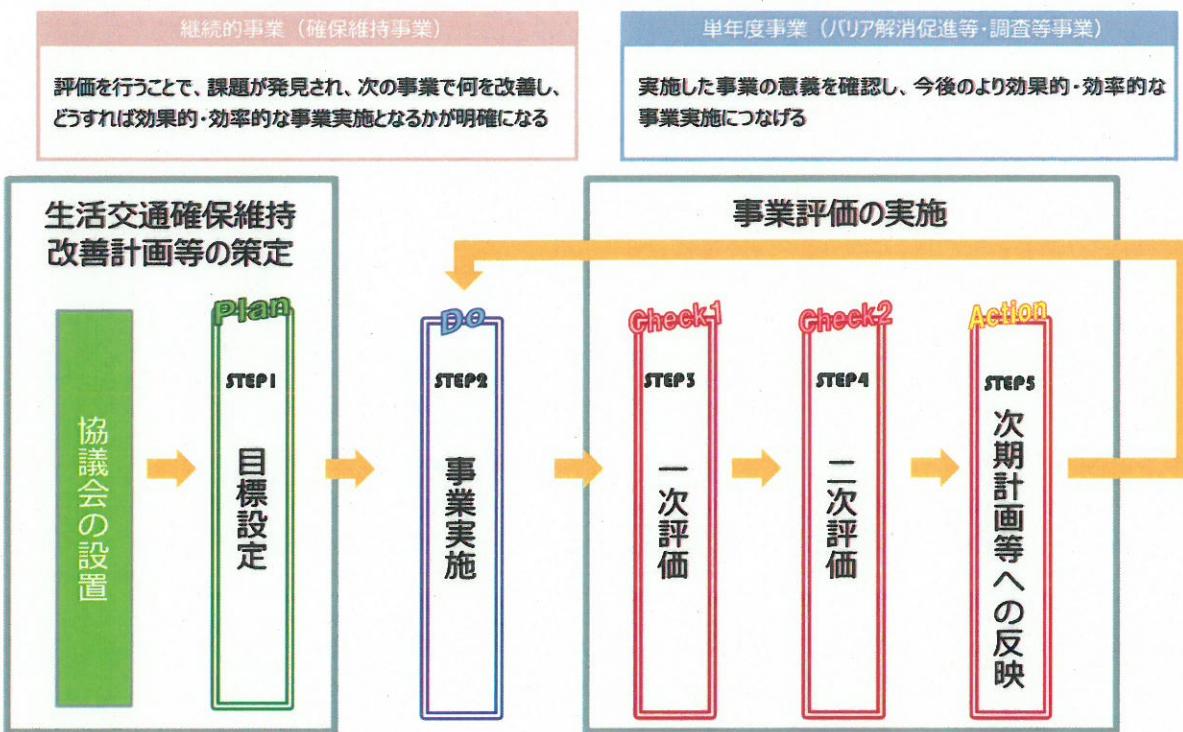
今後の事業に向けた改善点

・高齢化や人口減少が進む中で、買い物や通院といった市民の移動目的に見合った路線変更等を実施し、利用者の利便性の向上に取り組んできた。利便性及び効率性の向上を図るダイヤ改正を行い、それらの周知も含めた啓発用チラシを作成し配布したことなどから、1便あたりの利用者が目標値を達成している系統もあり、一定の効果は見受けられたものの、一部の系統では利用者は減少傾向となっている。今後においても、路線バスの利用状況を把握しながら、地域住民の必要とする路線の構築などに努め、交通体系の効率的な運行に向けた取り組みが必要と判断している。

・また、山間部だけでなく市内全域における交通空白地域の解消、運転免許証自主返納者の移動手段の確保、高齢者などの移動利便性の向上など、路線バスの利用促進だけではなく、今後の交通体系のあり方を検討していく必要性が高まっており、地域住民と行政、関係事業者が協働で地域の実情に応じた交通体系の検討を進める。

その他PRポイント

地域公共交通確保維持改善事業を活用した事業について、次年度又は将来の事業をより効果的・効率的に実施するために、事業の実施状況等を振り返り評価するもの



1

事業評価制度とは ② (各ステップの概要)

Plan**STEP1 目標設定**

地域が“目指す姿”を踏まえて計画を策定した上で、それを実現するために実際に実施する事業の目的を明確にし、それに合った目標を設定する。

Do**STEP2 事業実施****Check1****STEP3 一次評価(自己評価)**

協議会が自ら評価を実施し、事業実施状況の確認や改善点の把握を行う。

Check2**STEP4 二次評価**

各地方運輸局等に設置された第三者評価委員会において、一次評価の結果に対し、客観性・妥当性の検証及び、今後に向けてのアドバイスを受ける。

Action**STEP5 次期計画等への変更**

一次評価及び二次評価の結果を、次期生活交通確保維持改善計画や、今後の地域の取組(後続事業・類似事業)へ反映させる

2

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の路線バスや鉄道は公共交通として市民の日常生活に必要不可欠な移動手段であるとともに、観光客等の移動手段としても大きな役割を果たしている。しかしながら、人口減少と自家用車の普及等により路線バスをはじめとする公共交通利用者は減少傾向にあり、その維持・確保に対する行政負担も年々増加している現状である。

このような中でも、特に高齢化が進んでいる山間部の地域においては公共交通が唯一の移動手段となっている方も多く、路線バスの維持・確保が重要な課題となっている。そのため、山間部を運行する路線においては、利用者の主な移動目的である買い物や通院等に見合うルートに変更することで利便性の向上を図ってきており、引き続き、その運行を維持していく必要がある。

2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

当該路線の運行により買い物や通院等の目的行動が可能となる環境が整うため、利便性の向上による路線バス利用者の増加を図る。

※当該バス路線の利用者数 1便あたり3人以上

(2) 事業の効果

買い物や通院といった目的行動が可能となる当該路線を維持することにより高齢者等が気軽に外出できる環境が整備される。利用者の増加に繋がれば新たな路線の拡充等を含めた検討を行うことができ、市民生活に寄り添った公共交通の構築が期待できる。

3 2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) 行う事業

地域住民や利用者から意向等の収集に努め、利便性の向上を図るダイヤ改正等を実施するとともに、公共交通の利用促進に向けた住民への各種情報提供を行う。

(2) 実施主体

- せとうち周桑バス株式会社
- 瀬戸内運輸株式会社
- 西条市地域公共交通活性化協議会

4 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1のとおり

5 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

- せとうち周桑バス株式会社
- 瀬戸内運輸株式会社
- 西条市

6 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- せとうち周桑バス株式会社
- 瀬戸内運輸株式会社

7 外客来訪促進計画との整合性

該当なし

8 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

表5のとおり

9 協議会の開催状況と主な議論

- 平成31年4月25日（第1回）
決算等、本年度における事業計画 → 承認
- 令和元年6月25日（第2回） ※持ち回り決裁
生活交通確保維持改善計画 → 承認

10 利用者等の意見の反映状況

活性化協議会には、市民や公共交通利用者を代表する委員がおり、協議会開催時のほか様々な機会を利用して公共交通に関する利用者の意見や地域住民等からの要望をいただいている。また、公共交通に関する市民アンケート調査等を行い意見収集にも努めている。

主な意見としては、

- 買い物や通院に便利な路線や時間帯の運行に変更してほしい
 - 路線バスが走っていない地域への運行も検討してほしい 等
- これらの意見や要望等をもとに協議会での検討を実施し、当計画の策定に至った。

11 協議会メンバーの構成

<委員>

瀬戸内運輸(株)、せとうち周桑バス(株)、愛媛県バス協会、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、四国旅客鉄道(株)、四国地方整備局松山河川国道事務所、西条警察署、西条西警察署、西条市連合自治会、西条市老人クラブ連合会、西条市連合婦人会、西条市社会福祉協議会、西条商工会議所、周桑商工会、西条市観光物産協会、西条市医師会、瀬戸内運輸労働組合、四国運輸局愛媛運輸支局、西条市

<アドバイザー>

愛媛大学、香川高等専門学校、松山大学

<オブザーバー>

愛媛県

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

2年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			再編特例措置	計画運行回数	計画運行日数	系統キロ程 キロメートル	基準口で該当する要件	接続する補助対象系統等との接続確保策	基準二で該当する要件 (別表7のみ)
			起点	経由地	終点							
瀬戸内運輸(株)	せとうち周桑バス(株) (1)	保井野線	周桑(営)	湯谷口	保井野	往 往 36.9km 復 往 36.9km	366日	1,320回		壬生川駅前バス停において、乗り換えに配慮したダイヤ設定	②(1)	③
	(2) 西之川線	西条駅前	西条済生会病院前	西之川	西之川	往 往 35.6km 復 往 km	366日	1,464回		伊予西条駅前バス停において、乗り換えに配慮したダイヤ設定	②(1)	③
	(3) 西之川線	西之川	西条済生会病院前	西条済生会病院前	西条駅前	往 往 35.6km 復 往 km	366日	1,757回		伊予西条駅前バス停において、乗り換えに配慮したダイヤ設定	②(1)	③
	(4) 加茂線	西条駅前	西条済生会病院前	中之池	中之池	往 往 24.8km 復 24.8km	363日	1,089回		伊予西条駅前バス停において、乗り換えに配慮したダイヤ設定	②(1)	③
	(5) 加茂線	西条駅前	西条済生会病院前	川来須	川来須	往 往 27.3km 復 27.3km	363日	726回		伊予西条駅前バス停において、乗り換えに配慮したダイヤ設定	②(1)	③
	(6) 加茂線	西条駅前	河ヶ平下	中之池	中之池	往 往 15.9km 復 往 km	363日	656回		伊予西条駅前バス停において、乗り換えに配慮したダイヤ設定	②(1)	③
	(7) 加茂線	中之池	西条駅前	西条済生会病院前		往 往 22.5km 復 往 km	293日	293回		伊予西条駅前バス停において、乗り換えに配慮したダイヤ設定	②(1)	③
(注)												

- 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	西条市
-------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	78,111
交通不便地域	663

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
663人	旧桜樹村、旧千足山村、 旧大保木村、旧加茂村	山村振興法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
78,111人	78,111人 × 120円 × 0.7 + 200万円	8,561千円

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。なお、記載する場合の適用算定式においては平成31年度(令和元年度)における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の通知(令和元年6月25日付国総支第9号)の算定式を用いること。

表5(2)添付書類

